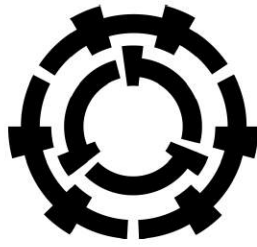


# 議案参考資料



令和 8 年 6 月三郷市議会定例会



(議案第28号参考資料)

## 三郷市税条例の改正概要

三郷市税条例の一部改正

(令和8年4月1日から施行)

(納税証明事項)

### ○第18条の3

種別割を軽自動車税に改正することに伴う文言の整理です。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

### ○第19条

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う引用条文の整理です。

(所得割の課税標準)

### ○第33条

地方税法の改正に伴う条文の整備です。

(軽自動車税の納税義務者等)

### ○第80条

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う文言の整理です。

(軽自動車税のみならず課税)

### ○第81条

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う文言の整理です。

(環境性能割の課税標準)

### ○第81条の3

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う条文の削除です。

(環境性能割の税率)

○第81条の4

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う条文の削除です。

(環境性能割の徴収の方法)

○第81条の5

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う条文の削除です。

(環境性能割の申告納付)

○第81条の6

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う条文の削除です。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

○第81条の7

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う条文の削除です。

(環境性能割の減免)

○第81条の8

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う条文の削除です。

(種別割の税率)

○第82条

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う文言の整理です。

(種別割の賦課期日及び納期)

○第83条

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う文言の整理です。

(種別割の徴収の方法)

○第85条

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う文言の整理です。

(種別割に関する申告又は報告)

○第87条

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う規定の整理です。

(種別割に係る不申告等に関する過料)

○第88条

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う文言の整理です。

(種別割の課税免除及び減免)

○第89条

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う文言の整理です。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

○第90条

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う文言の整理です。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

○第91条

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う規定の整理です。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

○附則第7条の3

地方税法の改正に伴う条文の削除です。

○附則第7条の3の2

地方税法の改正に伴う繰り上げ及び条文の整備です。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

○附則第8条

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

○附則第10条の3

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

○附則第15条の3

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う条文の削除です。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

○附則第15条の4

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う条文の削除です。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

○附則第15条の5

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う条文の削除です。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

○附則第15条の6

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う条文の削除です。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

○附則第15条の7

軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う条文の削除です。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

○附則第16条

地方税法の改正に伴う条文の整備です。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

○附則第16条の2

地方税法の改正に伴う条文の整備です。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

○附則第16条の3

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

○附則第16条の4

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第17条

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

○附則第17条の2

地方税法の改正に伴う条文の整備です。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第18条

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第19条

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第20条

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第20条の2

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第20条の3

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

三郷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

(令和8年4月1日から施行)

○附則第6条

軽自動車税（環境性能割）の廃止に伴う文言の整理です。

示 談 書

当事者(甲)	住 所	埼玉県三郷市花和田648番地1		
	氏 名	三郷市 埼玉県三郷市長 木津雅晟		
当事者(乙) (運転者)	住 所	埼玉県三郷市花和田648番地1		
	氏 名	三郷市福祉部生活ふくし課支援1係 福田 一貴		
	車両の番号	*****		
当事者(丙)	住 所	*****		
	氏 名	*****	車 名	ホンダ フィットシャトルハイブリッド
			車両の番号	*****
事故発生日時	令和7年8月28日(木) 午前9時47分頃			
事故発生場所	埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目640番地1地先			
事故状況	上記日時場所において、乙が運転する甲の公用車が交差点に進入した際、当該公用車の左前部と、左方から直進してきた丙が運転する車両の右前部が衝突し、その後丙が運転する車両の前部が電柱に衝突したことにより、双方の車両が損傷し、丙が負傷した事故である。			
示談条件	過失割合は甲が80%、丙は20%とする。ただし、丙の人身損害額については、全て甲が支払うものとする。 裏面示談金内訳書のとおり、甲は丙の車両損害額639,760円のうち80%の511,808円に人身損害額623,680円を加えた1,135,488円(内、868,888円既払い)を、丙は甲の損害額760,450円のうち20%の152,090円をそれぞれ支払うものとする。 上記の他には、甲乙と丙の両当事者間においては、何等債権債務の存在しないことを確認する。			

上記事故に関しては、当事者協議の結果、上記のとおり示談が成立しました。

ただし、この示談は三郷市議会の議決を得ることを停止条件として効力を有すること(仮示談)とし、議決後本示談とします。

ついで、今後本件に関しては、当事者全員裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約します。

令和8年5月2日

当事者(甲) 住所 埼玉県三郷市花和田648番地1  
氏名 三郷市  
埼玉県三郷市長 木津雅晟



当事者(乙) 住所 埼玉県三郷市花和田648番地1  
氏名 三郷市福祉部生活ふくし課支援1係  
福田 一貴

当事者(丙) 住所 \*\*\*\*\*  
氏名 \*\*\*\*\*

示談金内訳書

- 1 種別 交通事故にかかる示談金  
 2 発生日 令和7年8月28日(木)  
 3 発生場所 埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目640番地1地先

甲の損害

種別	内訳	金額(円)	備考
車両時価額	中古車市場による算出	750,000	
レッカー代	三郷市戸ヶ崎～三郷市鷹野	10,450	
合計		760,450	

丙の損害(車両)

種別	内訳	金額(円)	備考
車両時価額	中古車市場による算出	420,000	
レッカー代	三郷市戸ヶ崎～横須賀市芦名	219,760	
合計		639,760	

丙の損害(人身)

種別	内訳	金額(円)	備考
治療費	治療期間149日、通院日数31日	294,830	
交通費	タクシー代金、駐車場代金、燃料費	32,530	
休業損害	令和7年5月～7月の給与から算出	28,720	
慰謝料	対象日数＝通院日数(31日)×2 慰謝料額＝対象日数×4,300円	266,600	
その他文書料等	事故証明書代金	1,000	
合計		623,680	

甲の損害賠償額

種別	内訳	金額(円)	備考
車両	丙の損害の80% (639,760×0.8)	511,808	既払い
人身	過失割合による減額なし	623,680	既払い(慰謝料を除く)
合計		1,135,488	

丙の損害賠償額

内訳	金額(円)	備考
甲の損害の20%(760,450×0.2)	152,090	

# 示 談 書

当事者 (甲)	住所 埼玉県三郷市花和田648番地1
	氏名 三郷市 埼玉県三郷市長 木津雅晟
当事者 (乙)	住所 *****
	氏名 *****

- ① 事故日時 令和5年6月 4日 (AM) PM 1時30分頃
- ② 事故場所 三郷市新和五丁目227番地先
- ③ 上記日時場所において、乙が自転車で市道0102号線を南から北へ走行中、道路に並走する水路へ転落した事故である。
- ④ 過失割合は甲20%とする。裏面示談金内訳書のとおり、甲は乙に対し、上記事故の損害賠償額42,000,000円を支払うことで和解する。  
本件に関しては、上記の他には、甲、乙の当事者間において、何等債権債務の存在しないことを確認する。

上記事故に関しては当事者協議の結果、上記のとおり示談が成立しました。ただし、この示談は三郷市議会の議決を得ることを停止条件として効力を有すること(仮示談)とし、議決後本示談とします。

ついては、今後本件に関しては、当事者全員裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約します。

令和 8 年 4 月 6 日

当事者(甲) 住所 埼玉県三郷市花和田648番地1

氏名 三郷市

埼玉県三郷市長 木津雅晟

甲代理人 住所 群馬県前橋市古市町一丁目43番地1

弁護士法人釘島総合法律事務所

氏名 弁護士 釘島伸博

弁護士 石渡啓介

当事者(乙) 住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*

乙代理人 住所 〒151-0081 東京都渋谷区初台1丁目46-3  
シモトビル2F

氏名 弁護士法人渋谷アクア法律事務所

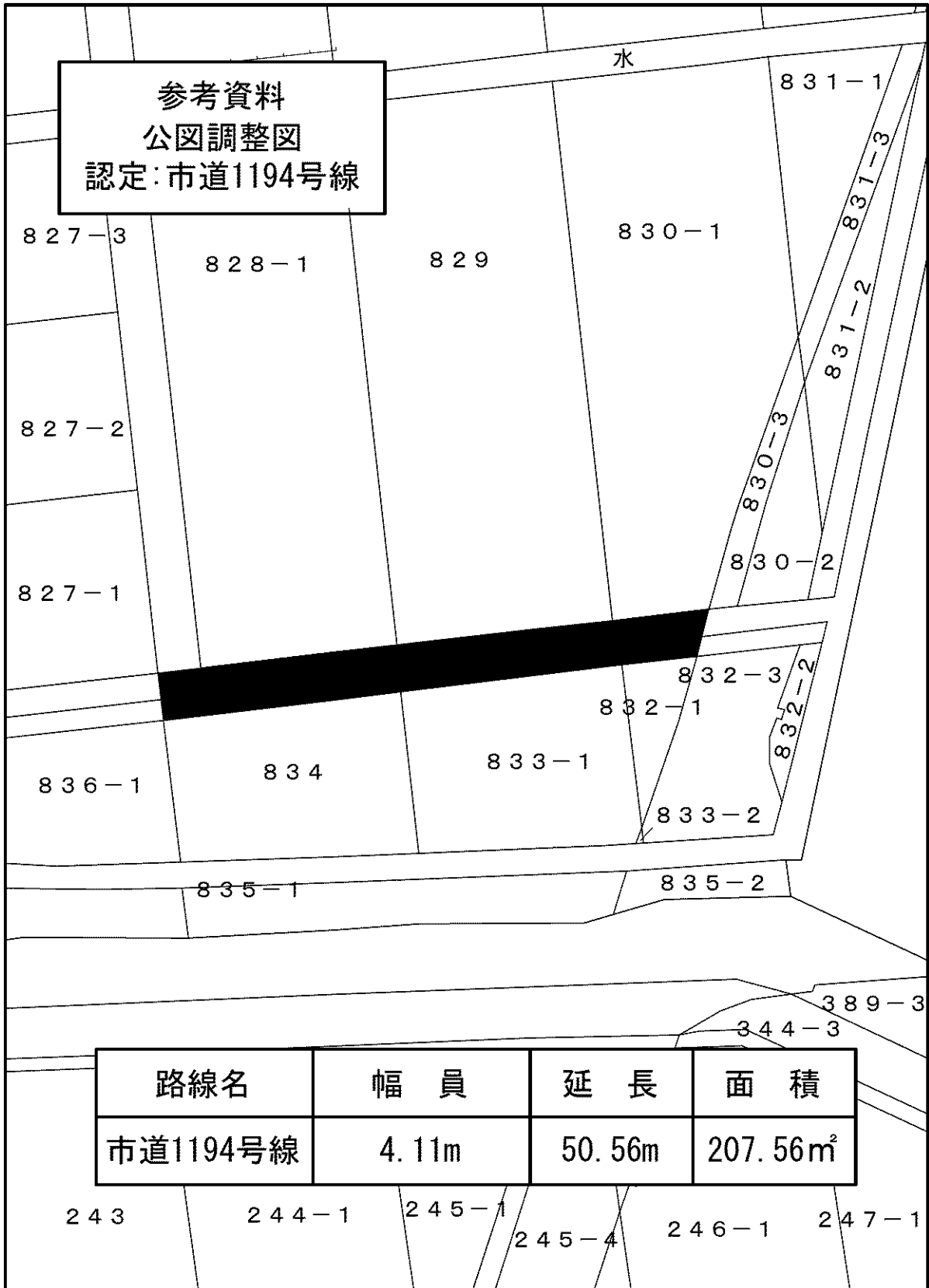
弁護士 諸賀孝明

示談金内訳書

	項目	損害額	備考
1	治療費	0	健康保険協会から支払済み
2	入院付添費用	182,000	入院期間28日について、日額6500円を認める。 6500円×28日
3	将来介護費	33,299,972	平均余命39年について、日額4000円を認める。 4000円×365日×22.8082(39年のライプニッツ 係数)
4	入院雑費・食事療 養費等	276,000	症状固定日までの入院期間(184日)について、日額1500 円を認める。 1500円×184日
5	文書料	28,600	保険会社認定額
6	入転院・通院交通 費	274,316	保険会社認定額
7	付添人交通費等	6,194	保険会社認定額
8	家屋等改造費	13,000,000	保険会社認定額
9	福祉車両購入費	8,752,513	保険会社認定額
10	車いす購入費	1,878,716	保険会社認定額
11	グローブ購入費	200,000	保険会社認定額
12	ベッド購入費	1,292,607	保険会社認定額
13	休業損害	582,797	155日、日額1万1849円を認める。 155日×1万1849円 ただし、健康保険協会から受給済みの傷病手当金125万379 8円を控除する。
14	後遺障害逸失利益	89,445,675	事故前収入500万3450円 労働能力喪失率100% 労働能力喪失期間26年(ライプニッツ係数17.8768) 500万3450円×17.8768
15	入院慰謝料	2,498,667	保険会社認定額
16	後遺障害慰謝料	28,000,000	保険会社認定額
17	後遺障害文書料	5,000	保険会社認定額
18	小計	179,723,057	
19	過失相殺	143,778,446	過失相殺8割
20	小計	35,944,611	18-19
21	調整金	6,055,389	
20	総合計	42,000,000	20+21









建設工事請負変更契約書

1 工事名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (建築)

2 工事場所 三郷市鷹野三丁目521番

3 変更事項

(1) 工事内容 \_\_\_\_\_

(2) 工期 \_\_\_\_\_

(3) 請負代金 **増**減 金 3,579,400円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 325,400円)

4 その他特定条件 \_\_\_\_\_

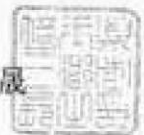
この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

令和7年9月16日付三郷契約第755号で締結した請負契約について、上記のとおり変更し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年5月8日

令和	年	月	日	議決
令和	年	月		三郷市議会定例会

発注者 埼玉県三郷市花和田648番地1  
三郷市  
三郷市長 木津雅晟



受注者 埼玉県三郷市鷹野三丁目26番地5  
マンション101号  
不動産開発三郷営業  
常務取締役 小野



建設工事請負変更契約書

- 1 工事名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (機械)
- 2 工事場所 三郷市鷹野三丁目521番
- 3 変更事項

(1) 工事内容 \_\_\_\_\_

(2) 工期 \_\_\_\_\_

(3) 請負代金 **増**減 金5,119,400円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金465,400円)

4 その他特定条件 \_\_\_\_\_

この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

令和7年6月10日付三郷契約第209号で締結した請負契約について、上記のとおり変更し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

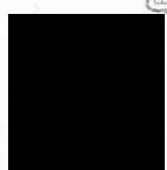
令和8年5月8日

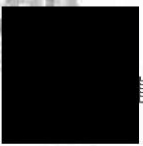
令和	年	月	日	議決
令和	年	月		三郷市議会定例会

発注者 埼玉県三郷市花和田648番地1  
三郷市  
三郷市長 木津雅晟



受注者 埼玉県三郷市東町46番地  
株式会社磯部工業  
代表取締役 磯部 賢一





建設工事請負変更契約書

- 1 工事名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (電気)
- 2 工事場所 三郷市鷹野三丁目521番
- 3 変更事項

(1) 工事内容 \_\_\_\_\_

(2) 工期 \_\_\_\_\_

(3) 請負代金 **増・減** 金1,755,380円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金159,580円)

4 その他特定条件 \_\_\_\_\_

この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

令和7年6月10日付三郷契約第210号で締結した請負契約について、上記のとおり変更し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

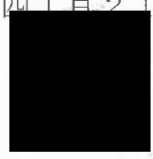
令和8年5月8日

令和	年	月	日	議決
令和	年	月		三郷市議会定例会

発注者 埼玉県三郷市花和田648番地1  
三郷市  
三郷市長 木津雅晟



受注者 埼玉県三郷市早稲田四丁目21番地5  
倉持電気株式会社  
代表取締役 瀧澤





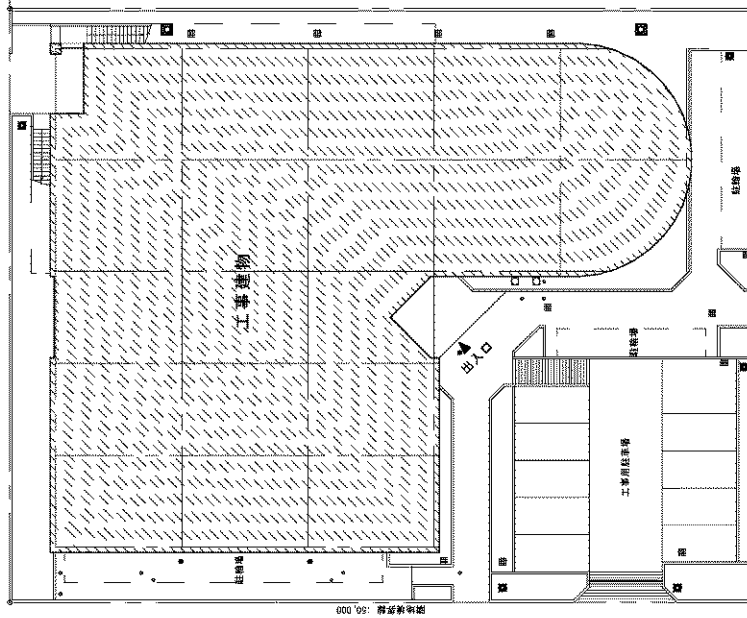
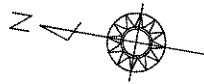
### 工事概要

#### 外部工事

- 外壁改修（塗り替え）
- 屋根改修（塗り替え）

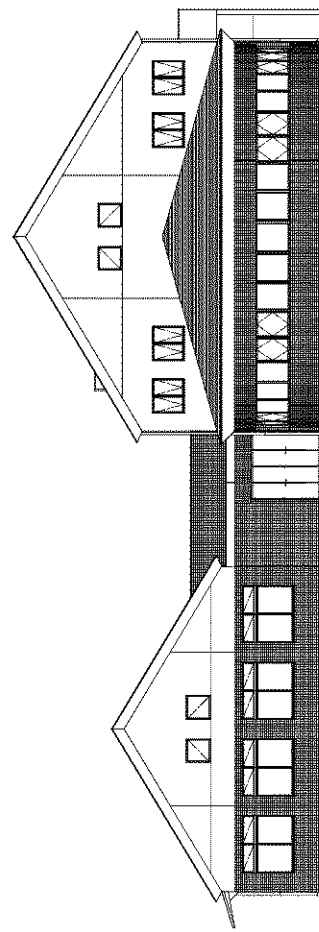
#### 内部工事

- 内装改修（床・壁・天井）
- 閉架書庫改修（基盤交換）



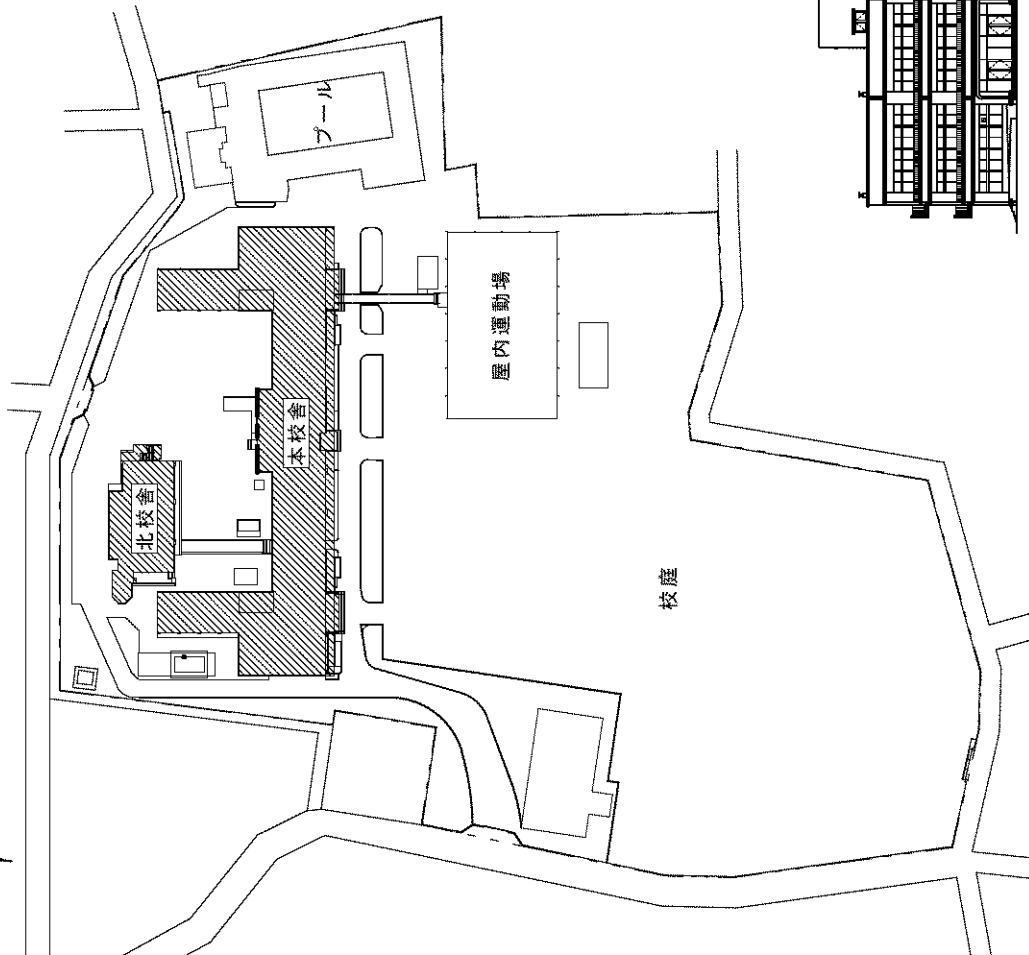
配置図

改修対象建物を示す。



南側 立面図





## 工事概要

### 《外壁改修工事》

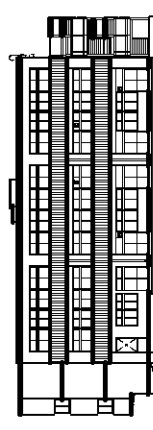
- ・外壁塗装改修
- ・シーリング打替え
- ・縦樋改修
- ・屋外階段塗装改修

### 《屋上防水改修工事》

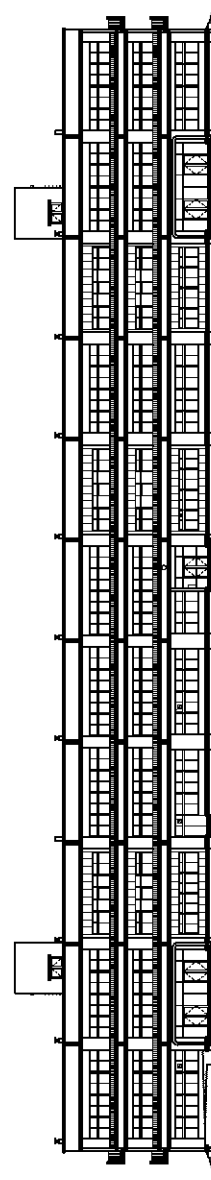
- ・屋上、ベランダ
- ・ウレタン塗膜防水改修

### 《その他の工事》

- ・スロープ新設
- ・給食用エレベーター改修



北校舎南側立面図



本校舎南側立面図

### 配置図

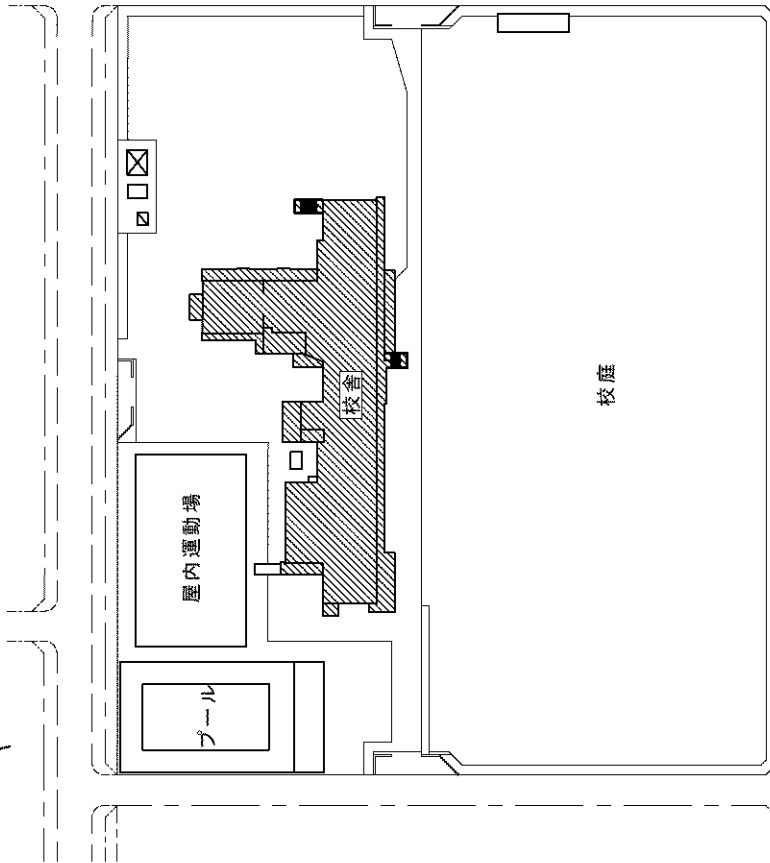
凡例

：改修対象建物を示す



工事件名 三郷市立彦成小学校外部等改修工事





配置図

凡例

改修対象建物を示す

## 工事概要

### 《外壁改修工事》

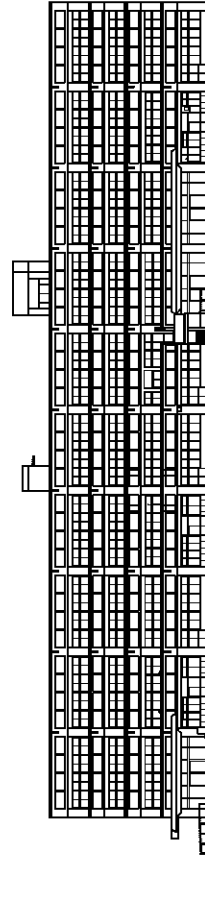
- ・外壁塗装改修
- ・シーリング打替え
- ・縦樋改修
- ・屋外階段塗装改修

### 《屋上防水改修工事》

- ・屋上、ペランダ
- ・ウレタン塗膜防水改修

### 《その他の工事》

- ・スロープ改修
- ・給食用エレベーター改修



南側立面図

(議案第41号参考資料)

## 三郷市税条例の改正概要

### 三郷市税条例の一部改正

(寄附金税額控除)

○第34条の7 (令和10年1月1日施行)

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(市民税の申告)

○第36条の2 (令和9年1月1日施行)

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

○第36条の3の2 (令和9年1月1日施行)

地方税法の改正に伴う規定の整理です。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

○第36条の3の3 (令和9年1月1日施行)

地方税法の改正に伴う条文の整備です。

(固定資産税の免税点)

○第63条 (令和9年4月1日施行)

地方税法の改正に伴う規定の整備です。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

○附則第6条 (令和9年1月1日施行)

地方税法の改正に伴う条文の整備です。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

○附則第7条の3（令和9年1月1日施行）

地方税法の改正に伴う条文の整備です。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

○附則第7条の4（令和10年1月1日施行）

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

○附則第7条の4（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行）

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

○附則第8条（公布の日から施行）

地方税法の改正に伴う条文の整備です。

○附則第9条の2（令和10年1月1日施行）

地方税法の改正に伴う条文の整備です。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

○附則第10条の2（公布の日から施行）

地方税法の改正に伴う規定の整備です。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

○附則第10条の3（公布の日から施行）

地方税法施行令の改正に伴う規定の整備です。

（軽自動車税の税率の特例）

○附則第16条（公布の日から施行）

地方税法の改正に伴う条文の整備です。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

○附則第17条の2 (令和10年1月1日施行)

地方税法の改正に伴う規定の追加及び引用条文の整理です。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

○附則第19条の3 (金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行)

地方税法の条文の創設に伴う条文の創設です。

(議案第42号参考資料)

## 三郷市都市計画税条例の改正概要

### 三郷市都市計画税条例の一部改正

(公布の日から施行)

(法附則第15条第13項の条例で定める割合)

#### ○附則第2項

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(法附則第15条第31項の条例で定める割合)

#### ○附則第3項

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(法附則第15条第35項の条例で定める割合)

#### ○附則第4項

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(法附則第15条第36項の条例で定める割合)

#### ○附則第5項

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(法附則第15条第40項の条例で定める割合)

#### ○附則第6項

地方税法の改正に伴う引用条文の整理です。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

#### ○附則第7項

改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を整備するものです。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

○附則第8項

地方税法の改正に伴う規定の整備です。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

○附則第9項

○附則第10項

○附則第11項

○附則第12項

○附則第13項

地方税法の改正に伴う規定の整理です。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

○附則第14項

地方税法の改正に伴う規定の整理です。

(市街化区域農地に対して課する平成18年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

○附則第15項

○附則第16項

○附則第17項

地方税法の改正に伴う規定の整理です。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

○附則第18項

地方税法の改正に伴う規定の整理です。

(用語の意義)

○附則第19項

地方税法の改正に伴う規定の整理です。

(読替規定)

○附則第20項

地方税法の改正に伴う規定の整理です。

(令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

○附則第21項

地方税法の改正に伴う規定の整理です。

三郷市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正  
(公布の日から施行)

(税率の特例)

○附則第22項

地方税法の改正に伴う項の繰り下げによる未施行の規定の整理です。

(議案第46号～第59号参考資料)

## 農業委員会委員候補者一覧

議案番号	氏名	住所	備考
46	いしい まさあき 石井 昌明	*****	認定農業者
47	おおくま ようこ 大熊 陽子	*****	
48	おもらい せいじ 面耒 誠治	*****	
49	そめや ようこ 染谷 庸子	*****	
50	みやた こうじ 宮田 孝治	*****	認定農業者等に準ずる者
51	えがわ なおみ 江川 直美	*****	
52	おかにわ たけお 岡庭 丈夫	*****	認定農業者等に準ずる者
53	しまね こういち 島根 幸一	*****	認定農業者
54	まきの かずみ 牧野 和美	*****	認定農業者等に準ずる者
55	しまね しよ代 島根 至代	*****	認定農業者
56	そめや よしひと 染谷 義人	*****	認定農業者等に準ずる者
57	ちよだ ひでたか 千代田 英隆	*****	
58	ふかや まさよし 深谷 政義	*****	認定農業者等に準ずる者
59	くろかわ さとし 黒川 伶	*****	農業委員会の所掌に属する 事項に関し利害関係を有し ない者

(議案第46号参考資料)



石井昌明氏 略歴

昭和58年	4月	就農	(現在に至る)
昭和63年	4月	三郷市消防団第二分団第3班	(平成15年3月まで)
平成28年	4月	茂田井西農家組合長	(平成30年3月まで)
令和2年	7月	三郷市農業委員会委員	(現在に至る)

(議案第 47 号参考資料)



大 熊 陽 子 氏 略 歴

平成 18 年	4 月	就農	(現在に至る)
令和 2 年	7 月	三郷市農業委員会委員	(現在に至る)

(議案第48号参考資料)



面 耒 誠 治 氏 略 歴

昭和50年	4月	東京都葛飾区役所勤務	(令和5年3月まで)
令和5年	4月	就農	(現在に至る)

(議案第49号参考資料)



染 谷 庸 子 氏 略 歴

昭和61年	4月	就農	(現在に至る)
令和6年	4月	小谷堀農家組合長	(令和7年3月まで)

(議案第50号参考資料)



宮 田 孝 治 氏 略 歴

平成12年 7月 就農

(現在に至る)

(議案第51号参考資料)



江川直美氏 略歴

平成	7年12月	就農	(現在に至る)
令和	5年7月	三郷市農業委員会委員	(現在に至る)

(議案第 5 2 号参考資料)



岡 庭 丈 夫 氏 略 歴

昭和 4 7 年	4 月	就農	(現在に至る)
昭和 5 2 年	4 月	三郷市消防団第三分団第 2 班	(平成 1 2 年 3 月まで)
平成 8 年	7 月	三郷市農業委員会委員	(現在に至る)
平成 1 8 年	4 月	鷹野 1 丁目長戸呂町会長	(現在に至る)

(議案第53号参考資料)



島 根 幸 一 氏 略 歴

昭和62年	4月	就農	(現在に至る)
平成18年	4月	三郷市農業青年会議所会長	(平成19年3月まで)
平成26年	4月	緑友会出荷組合長	(平成28年3月まで)
平成29年	4月	前川農家組合長	(平成30年3月まで)
令和5年	7月	三郷市農業委員会委員	(現在に至る)

(議案第54号参考資料)



牧野和美氏略歴

平成 9年10月	就農	(現在に至る)
令和 5年 7月	三郷市農業委員会委員	(現在に至る)

(議案第55号参考資料)



島根至代氏 略歴

昭和55年12月	就農	(現在に至る)
平成15年4月	彦成クローバー会長	(現在に至る)
平成24年6月	三郷市農政審議会委員	(平成26年5月まで)
平成26年8月	三郷市農政審議会委員	(平成28年7月まで)
平成29年7月	三郷市農業委員会委員	(現在に至る)

(議案第56号参考資料)



### 染谷義人氏 略歴

平成 元年	4月	就農	(現在に至る)
平成18年	4月	采女1丁目農家組合長	(平成25年3月まで)
平成28年	4月	彦成農作業受託協会会長	(平成31年3月まで)
令和 2年	7月	三郷市農業委員会農地利用最適化推進委員	(令和5年7月まで)
令和 5年	7月	三郷市農業委員会委員	(現在に至る)

(議案第 57 号参考資料)



千代田英隆氏 略歴

昭和 48 年	3 月	就農	(現在に至る)
昭和 62 年	4 月	三郷市消防団第 6 分団第 1 班	(平成 19 年 3 月まで)
平成 17 年	7 月	三郷市農業委員会委員	(平成 20 年 7 月まで)
令和 4 年	4 月	天神農家組合長	(現在に至る)

(議案第58号参考資料)



### 深谷政義氏 略歴

昭和60年	4月	就農	(現在に至る)
平成3年	4月	三郷市消防団第5分団第3班	(平成20年3月まで)
平成22年	2月	緑友会出荷組合長	(平成24年1月まで)
平成27年	4月	番匠免農家組合長	(平成28年3月まで)
令和6年	4月	番匠免自主防災会長	(令和8年3月まで)

(議案第59号参考資料)



黒川 怜 氏 略 歴

昭和53年	4月	三郷市役所勤務	(平成27年3月まで)
平成31年	4月	早稲田つつみ町会長	(現在に至る)
令和3年	7月	三郷市上水道運営委員会委員	(現在に至る)

